

市場統合管理システム検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、市場統合管理システム検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

第2 業務の目的

市場全体の状況を把握し市場を効率的に運用していくため、開設者(奈良県)が管理する統計、施設管理、入退場管理等のシステムと市場関係業者が管理する商品管理、物流、資金決済等のシステムを一括した「市場統合管理システム」の導入を予定しています。

本業務は、他市場において稼働しているシステム事例を収集分析し、本県で導入する市場統合管理システムの骨格を検討するものです。

第3 業務概要

- 1 業務名
市場統合管理システム検討業務委託
- 2 業務の内容
 - (1) 先行事例の収集・分析
 - (2) 市場統合管理システムの骨格検討
 - (3) 市場統合管理システムの概算所要額算定
 - (4) 市場統合管理システムにかかる説明用資料の作成
- 3 委託業務実施期間
契約締結の日から令和4年3月25日(金)まで
- 4 委託限度額
2,860,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

第4 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は単独法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしてい

- ない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 6 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - 8 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - 9 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - 10 上記8及び9に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - 11 物品購入等に係る競争入札参加等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2（電算業務）またはQ4（検査・分析・調査業務）に登録している者であること。
 - 12 公告日から過去10年以内に卸売市場業務にかかるシステムの開発または同システム開発検討業務の受託実績がある者であること。

第5 参加手続き等

- 1 担当部局
奈良県食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室建設推進係
住 所 〒639-1123 大和郡山市筒井町957-1
(奈良県中央卸売市場内)
TEL 0743-56-7004
FAX 0743-85-7157
- 2 企画提案実施要領及び仕様書の配布
1の担当部局又は「奈良県中央卸売市場再整備推進室ホームページ」から入手するものとします。
ただし、担当部局による配布は、12月6日（月）（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除きます。
- 3 説明会
本プロポーザルの実施にかかる説明会は行いません。
- 4 仕様書等に関する質問
質問がある場合は、次により質問票を提出すること。
 - (1) 質問方法
質問票（様式1）により、1の担当部局あてにFAXにて提出すること。FAX送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。
なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。
 - (2) 受付期間
令和3年11月24日（水）から令和3年12月6日（月）午後5時まで
 - (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問の要旨と併せて奈良県中央卸売市場再整備推進室ホームページに掲載します。（令和3年12月7日（火）掲載予定）

なお、質問者名の公表及び質問者への個別回答は行いません。

※当該質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪又は電話による質問に対する回答は行いません。

5 企画提案参加表明書の提出

企画提案参加を希望する者は、以下の提出物を1の担当部局に提出すること。

(1) 提出物

①企画提案参加表明書（様式2）

②業務受託実績（様式3）

平成23年11月25日～令和3年11月24日までに受託し、履行した卸売市場業務にかかるシステムの開発又は導入検討の実績を提出すること。

(2) 提出期限

令和3年12月6日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。なお、持参により提出する場合は各日午前9時から午後5時までとし、このうち、正午から午後1時までと県の休日を除きます。

また、郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法とすること。

6 企画提案書等の提出

以下の提出物を1の担当部局に提出すること。

(1) 提出物

次の各号に掲げる事項を記載した書類を8部（正本1部、副本7部）提出すること。（提出用紙サイズは、A4縦とする。）

※副本には、法人の名称が推測されるような記載や用紙の使用はしないこと。

①企画提案書表紙（正：様式4）、（副：様式5）

②事業者概要書（様式6） ※正1部のみ

③誓約書（様式7） ※正1部のみ

④実施体制及び担当者（様式8-1及び様式8-2）

⑤企画提案書（任意様式）

⑥所要経費内訳書（任意様式、内訳明記）

本業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（消費税を含む）を提出すること。なお、見積額が第3の4の委託限度額を上回った場合は審査の対象としないものとします。

(2) 企画提案に係る留意事項

①企画提案書には「市場統合管理システム検討業務委託仕様書」を踏まえ、作成して下さい。A3版の使用も認めますが、別記1「審査基準」に基づき書面審査をすることを踏まえ、審査項目に留意し、適切な枚数に簡潔にまとめてください。

②提出できる企画提案書等は、1提案者につき1案とします。

③提出された企画提案書等は返却しません。また、企画提案書等の取り扱いは以下のとおりとします。

(ア) 著作権の譲渡等

企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、奈良県は次の（イ）の場合に無償で使用できる権利を有するものとします。なお、別紙仕様書に示すとおり、受託後の成果物に係るすべての著作権は、奈良県に譲渡するものとします。

(イ) 複製と公開

企画提案書等は委託業者を特定するために必要な範囲で複製する。また、奈良県情報公開条例に基づき、開示する場合があります。

- (3) 提出期限
令和3年12月15日(水)午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送
持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。なお、持参により提出する場合は各日午前9時から午後5時までとし、このうち、正午から午後1時までと県の休日を除きます。
また、郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法とすること。
なお、企画提案書等について、提出後の追加及び修正は認めません。
- (5) 辞退届の提出
企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、第5の1へ電話連絡のうえ、令和3年12月15日(水)午後5時(必着)までに辞退届(任意様式)を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

第6 選定方法等

1 審査

- (1) 奈良県が設置する「市場統合管理システム検討業務委託事業者選定評価委員会」(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書の内容、所要経費額、執行体制及び業務実績について書面審査により総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を委託候補者として特定します。ただし、すべての審査項目について各委員の合計得点の平均が6割以上でなければならないこととします。
- (2) 最高点の者が複数いる場合、「実施体制」、「業務見積もりの評価」、「業務実施内容」の順位により評価項目の合計点により特定します。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、すべての審査項目について各委員の合計得点の平均が6割以上で、かつ審査委員会により承認されたものについて、当該提案者を委託候補者として特定し、6割未満の場合は再度公募を実施します。
- (4) 提出のあった提案書等については書面審査により選考し、プレゼンテーション等を行いません。
- (5) 書面審査は非公開で行います。

2 評価の基準

別記1「審査基準」に基づき評価します。

3 結果の通知

企画提案書等を提出した者には、書面(郵送)で特定又は非特定の通知を行います。(令和3年12月21日頃を予定)

4 選定結果の公表

選定結果について、企画提案者ごとの得点をインターネットの奈良県中央卸売市場再整備推進室ホームページに公表するものとします。ただし、企画提案者名については、最優秀提案者以外公表しません。

第7 契約

- 1 本業務の委託については、第6の3の特定通知を受けた者と、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、奈良県との協議により修正・変更を行う場合があります。
- 2 提案内容は実施を要します。
- 3 企画提案にあたって、次のいずれかに該当する場合は契約の相手方とせず、また契約後にあっては契約を解除します。
 - (1) 企画提案書等に虚偽の記載、申告があった場合
 - (2) 企画提案書に実現可能性がない内容が含まれていた場合
 - (3) 業務遂行の意思が認められない場合

- (4) 業務遂行の能力がないと認められる場合
- 4 協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が上記理由等により取消となった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合があります。
- 5 契約の相手方は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について予め奈良県が認めた場合はこの限りではありません。

第8 その他

- 1 実施要領の承諾
企画提案に応募する者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本要領のすべての記載内容を承諾したものとみなします。
- 2 提案者の失格
提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。
(1) 第4の提案者の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
(2) 複数の提案書等を提出したとき。
(3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないとき。
(4) 提出書類に虚偽があったとき。
(5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
(6) そのほか不正な行為があったとき。
- 3 参加資格の喪失
企画提案参加表明書の提出後、契約締結までの期間に入札参加停止等となった場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を喪失します。
- 4 書類作成の経費
企画提案書を含め提出書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- 5 個人情報の取り扱い
契約の相手方として業務を処理するに当たって個人情報を扱う際には、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 6 契約条件等
契約者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除します。
- 7 委託費の支払
本業務の委託費は、事業完了後に県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うこととし、前金払及び部分払は行いません。
- 8 本業務を受注しようとする者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
(ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
(イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
(ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以

- 上 の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、上記の遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- 9 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく感染拡大防止の取組みによって、仕様の一部を受注者と協議のうえ変更することがあります。

市場統合管理システム検討業務委託公募型プロポーザル審査基準

審査項目		評価基準		内訳	配点
実施体制 配点30点	全体の 実施体制 ・ 工程	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書等から発注者が意図していることを的確に理解した上で、本業務を適切かつ確実に完了できる体制及び工程が想定されているか。 ・ 本業務の内容に見合った能力の人材が配置され、責任者及び担当者の役割分担が明確に示されているか。 ・ 本業務を実行する上で、各自の実績等を活かすなど工夫された人選になっているか。 	15	30
	応募者の 実績	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場業務にかかるシステムの開発または導入検討業務の受託実績が、本業務遂行に寄与するものであるか。 	15	
業務実施 内容 配点60点	先行事例 の収集・ 分析	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行事例収集・分析について、具体的な先行事例を明示した上で、本業務遂行に有効な事例の分析・落とし込みをするための、効果的な手段が提案されているか。 	20	60
	市場統合 管理シス テムの骨 格検討	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場統合管理システムの骨格概要」のイメージを提示した上で、想定する利便性や有用性が具体的に説明されており、将来導入を予定しているシステム構築に資すると期待できるものであるか。 	20	
	市場統合 管理シス テムにか かる説明 用資料の 作成	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「説明用資料」に記載すべき項目や構成を提示した上で、システムに精通していない者であっても容易にその内容及び有用性を理解でき、前向きかつ積極的に統合管理システム導入検討を促すためにどのような工夫や手法が提案されているか。 	20	
業務見積 の評価 配点10点	見積価格	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の内訳や範囲が具体的に示され、本業務遂行に必要な項目をすべて網羅した上で経費節減を行い積算されているか。 	10	10
合 計					100点

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。